

# 富山市教育委員会 7 月定例会 資料

## 富山市立富山ガラス造形研究所

### 学則の一部改正について

#### 【富山ガラス造形研究所】

#### 1 趣 旨

令和2年度の造形科学生募集から、従来から行ってきた一般入試に加え、推薦入試を行うこととしたため、学則中の「入学手続き（第14条）」に関連する条文の一部を改正するもの。

また、入学を志願する者の提出書類等について、実態に即した規定を明示するもの。

#### 2 改正内容

- 推薦入学を志願する者が、入学手続きに必要な「推薦書」（様式第3号）を追加
- 推薦入学における選考の方法を追加（第15条2項）
- 志願する者が提出すべき資料について、健康診断書の明示、また、従来調査書に代わるべき書類として認めてきた成績証明書を明示（第14条・第30条）
- 研究科の選考に、学力の検査を明示（第30条）

#### 3 施行期日

規則の公布の日

富山市立富山ガラス造形研究所学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 日

富山市教育委員会  
教育長 宮 口 克 志

富山市教育委員会規則第 号

富山市立富山ガラス造形研究所学則の一部を改正する規則

富山市立富山ガラス造形研究所学則（平成 21 年富山市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 学科、修業年限及び定員（第 2 条・第 3 条）

第 3 章 学年、学期及び休業日（第 4 条・第 5 条）

第 4 章 授業科目、履修方法及び卒業の認定（第 6 条—第 11 条）

第 5 章 入学、休学、退学及び復学（第 12 条—第 22 条）

第 6 章 授業料等（第 23 条・第 24 条）

第 7 章 研究科（第 25 条—第 32 条）

第 8 章 研究生（第 32 条の 2—第 32 条の 9）

第 9 章 職員組織（第 33 条・第 34 条）

第 10 章 賞罰（第 35 条・第 36 条）

第 11 章 雑則（第 37 条）

附則

第 14 条第 1 項中「入学願書（様式第 1 号）及び調査書」を「次の書類」に改め、同項に次の各号を加え、同条第 2 項を削る。

(1) 入学願書（様式第 1 号）

(2) 最終学校の成績証明書又は調査書（当該成績証明書又は調査書を提出することができない者にあつては、これらに代わるべき書類で所長が必要と認めるもの）

(3) 健康診断書（様式第2号）

(4) 推薦入学を志願する者にあつては、推薦書（様式第3号）

第15条に次の1項を加える。

2 推薦入学を志願する者に係る前項の規定の適用については、同項中「学力及び実技の検査並びに」とあるのは「学力の検査、写真等による当該入学を志願する者の作品の審査及び」とする。

第16条第1項中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第20条第1項中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第21条第1項中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第22条中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第30条第1号中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条第2号から第4号までを次のように改める。

(2) 最終学校の成績証明書又は調査書（当該成績証明書又は調査書を提出することができない者にあつては、これらに代わるべき書類で所長が必要と認めるもの）

(3) 健康診断書（様式第2号）

(4) 外国人にあつては、推薦書（様式第3号）

第31条中「写真による作品審査及び面接並びに推薦書等」を「学力の検査、写真等による当該入学を志願する者の作品の審査及び面接等」に改める。

第32条の6第4号中「健康診断書」の次に「（様式第2号）」を加える。

第32条の7中「作品審査」を「写真等による当該入学を志願する者の作品の審査」に改める。

様式第1号中

「年度 富山市立富山ガラス造形研究所入学願書（造形科）」を  
「 年 度

富山市立富山ガラス造形研究所 入学願書 に改める。

造形科（一般入試A 一般入試B 推薦入試）」

様式第2号中「第14条関係」を「第14条、第30条、第32条の6関係」に改める。

様式第 7 号を様式第 8 号とし、様式第 3 号から様式第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

# 推 薦 書

年 月 日

（宛先） 富山市立富山ガラス造形研究所長

高等学校等・大学等

所 在 地

学校長・学長・推薦者名

㊞

下記の者は貴校学生として入学するにふさわしいものと認め責任をもって推薦します。

## 記

ふりがな

1 氏 名

2 生年月日 年 月 日生 性別 男・女

3 卒業年月日 年 月 日 卒業・卒業見込

4 推薦理由等

推薦理由		
参 考 事 項	人 物	
	健 康 状 態	
	特 記 事 項	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 令和元年6月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和元年6月13日（木）～7月3日（水）
- 2 概 要 4日間の一般質問において、14人の議員から質問があった。  
質問者、答弁の概要は次のとおり。

(1) 臨時的任用職員の不足と教員の多忙化解消について
-----------------------------

## ①自由民主党 竹田 勝 議員（6月18日）

(問) 臨任講師不足に至る一連の経緯並びに直近の不足状況について教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 3月22日の異動内示の時点で、県教育委員会から臨時的任用講師の配置校や人数が示されるとともに、まだ手配中の講師もいるが、4月1日には配置するとの連絡を受けていた。

しかし、4月1日の時点で、小学校14校で18名、中学校12校で17名、小・中学校全体で35名の臨時的任用講師が不足していた。

そのため、始業式の日、当分の間、学級担任を教務主任が兼務して行うことを保護者に伝えた小学校は5校であった。中学校では学年主任が学級担任を兼務する学校が1校であった。

大型連休明けの5月7日の時点では、小学校7校で10名、中学校9校で11名、全体で21名が不足していた。

その後、新たな産前休暇の取得などもあり、6月1日現在では、小学校8校で9名、中学校11校で11名、計20名の臨時的任用講師が不足しており、教務主任が引き続き担任を兼務している学校は2校となっている

県によると、臨時的任用講師が不足している理由については、

- ・教員の大量採用に伴い、産前休暇や育児休業を取得する若い教員が増えたこと
- ・これまで臨時的任用講師を務めていた者が正規採用されたこと
- ・引き続き臨時的任用講師をしながら正規教員を目指していた者が、民間企業へ就職に向かったこと

などが挙げられると聞いている。

本市においては、教員数が多いことから、これらの理由による影響が他市町村より大きいと推測されることに加えて、本年度の富山市の新規採用教員の配置数が、昨年、一昨年に比べて少なかったことも、臨時的任用講師の不足が富山市に集中した主な理由の一つではないかと考えている。

今回の臨時的任用講師の未配置については、由々しき問題であると認識している。

今後、臨時的任用講師が一刻も早く配置されるように、講師の配置を所管している富山県教育委員会に繰り返し強く要請しているところである。



(問) 昨年度から自己申告による出退勤管理を実施しているが、平成31年4月の時間外勤務時間が、平成30年4月と比較してどうなったのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、小・中学校、全教職員約2,000名を対象に、毎月、時間外勤務時間の調査を実施している。本年4月の教職員一人あたりの時間外勤務の平均時間は、休日出勤も含め、小学校で68時間02分、中学校で79時間04分となっている。

この結果を昨年度4月の結果とそれぞれ比較すると、1か月あたり、小学校で約1時間半の縮減、中学校で約3時間の縮減という結果が出ている。

市教育委員会としては、校務支援システムの導入や勤務時間外の電話に対する自動音声ガイダンスの導入などにより、時間外勤務の削減に一定の効果があったものと考えている。

また、各学校においても、定時退勤を促すためのリフレッシュデーの設定と定着や、校内多忙化解消委員会による教職員のアイディアを生かした業務の効率化、家庭訪問や保護者懇談会の内容や時期の見直しなどに取り組んでおり、このようなことが、時間外勤務の削減に寄与したのではないかと考えている。

(問) 出退勤時刻管理におけるタイムカードやICカード導入計画について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、昨年度より、教職員が各自のパソコンを使って出退勤時刻を打ち込む自己申告による管理を行っている。

この方式をさらに一歩進め、自己申告ではない客観的な勤務時間管理に移行するため、昨年度中に、ICカードを利用した出退勤管理システムを整備したところである。今後、研修や仮運用の期間を経て、2学期から本格運用する予定としている。

このICカードの導入により、

- ・現在より正確で客観的な勤務時間管理になること
- ・教職員個人にとっては、パソコンに入力する手間が省けるなど、負担軽減につながる
- ・管理職にとっては、いつでもリアルタイムで教職員の勤務実態が把握でき、個別の声かけがしやすくなること
- ・各学校のデータを、教育委員会から直接閲覧することが可能となるため、適宜、指導や助言がしやすくなること

などの効果を期待しているところである。

(問) 各学校の管理職は、出退勤時刻の集計・分析からどのような対策や指導を行っているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 超過勤務の時間の集計により、月に80時間に近づく教員や、長時間にわたる疲労の蓄積があると思われる教員がいた場合、管理職は、必要に応じて声をかけるとともに、他の職員に仕事を割り振るなどして、負担を軽減するようにしている。

さらに、「富山市立小・中学校職員への面接指導実施要領」に基づき、月に80時間を超える教員については、本人からの申し出があれば、産業医との面談も行えるようにしている。

また、集計結果を踏まえ、リフレッシュデーやノー一部活動デーの徹底、校務分掌の見直しや職員会議の簡略化、無担任教員による学級事務の補助などを取り入れながら、学校全体の業務改善を進めているところである。

こうした取り組みの中で、多忙化解消に向けた効果的な実践事例については、定例校園長会や教頭を対象とした研修会を通じて、各学校に紹介しているところである。

## ②日本共産党 小西 直樹 議員（6月19日）

（問）不足した学級担任を教務主任、学年主任で補ったと伝えられているが、現在も続いているのか。それは何校でいくつの学級か。学年別に回答されたい。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）6月1日現在、小学校2校において、2年生1学級、3年生1学級の担任を教務主任が兼務している。

中学校では、1校で、学年主任が1年生1学級の担任をしている。

（問）低学年の学級担任は正規教員が担任すべきで、応急的な対応として臨時的任用講師を配置すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）各学年の担任については、校長が、臨時的任用講師も含め配置された教員の適性・能力や、学年の人員構成、学校の実情を総合的に判断して決定しているところである。

臨時的任用講師は、経験豊かで有能な人材も多く、学校の大切な一員であり、その配置を応急的な対応とはとらえていないところである。

したがって、必ずしも正規教員が低学年の担任をするものとは考えていない。

（問）管理職が自校の過重労働に対して、見過ごして対応していない実態があるのではないか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）教職員の勤務時間管理については、出退勤時刻及び休日出勤自己管理システムにより、各校長は職員の勤務時間について確実に把握をしている。

さらに、超過勤務時間が多い教職員に対しては、面接指導を実施したり、月に80時間を超える教員がいた場合には本人の希望に応じて産業医との面談を行えるようにしたりしている。

市教育委員会としては、各校長に対して、出退勤自己管理システムによる把握に頼るだけでなく、日頃から所属職員の様子を観察したり、場合によっては面談を重ねたりしながら、健康管理に気を配るよう指導しているところである。

超過勤務時間については、改善の余地はあるものの、「見過ごし」や「対応していない」という実態はないものと認識している。

（問）県は本年度、部活動指導員35人の増員分を含めて、72人分予算化したが、本市の予算は昨年同様で4校5名分と聞いた。年度の途中でも増員すべきと考えるが見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）本市の部活動指導員については、昨年度から中学校4校に5名を配置しており、今年度も同数を配置している。

市教育委員会としては、部活動指導員を配置した学校からの要望を踏まえ、今年度は土曜日・日曜日・祝日における活動も可能とするなど、指導体制の弾力化を図ったところであり、その効果を見極めた上で、来年度以降の配置について検討していくこととしており、年度途中での増員は考えていない。

(問) 教員の長時間過重労働の解消には正規職員の増員が必要だが、今後の取組みについて問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会としては、教員の負担を軽減し、長時間労働を解消する根本的な解決策は、小・中学校の教員の増員しかないと考えており、今後も中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して、引き続き国や県に対し、教員の増員を強く働きかけてまいりたい。

### ③光 島 隆之 議員（6月21日）

(問) 中央教育審議会答申において「基本的には学校以外が担うべき業務」として挙げられた4つの業務については、多忙化解消につながると考えるが、教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 中央教育審議会の答申の中で「基本的には学校以外が担うべき業務」として挙げられている4つの業務の一つである「登下校に関する対応」については、本市では、これまでも保護者や学校安全パトロール隊、市派遣のスクールガードリーダーの方々に子どもたちの登下校時の見守りを担っていただいているところである。

また、児童生徒が補導されたときの対応についても、警察など関係機関が主体となって対応するようになってきている。

これらのことによって、教員の負担軽減が図られてはいるものの、

- ・ いじめ・不登校等生徒指導上の問題への対応の増加
- ・ 今日的課題である、環境教育、情報モラル教育、防災教育などへの対応
- ・ 加えて、新学習指導要領の改訂に伴う、道徳の教科化、小学校外国語活動や英語科の新設、プログラミング教育等の導入への対応等が求められ、小学校では、授業時数が学校週5日制以前と同様まで増加

するなど、教育現場における業務は多様化し膨大化していることが現状である。

そのような中で、例えば登下校の見守りなどの業務を恒常的に実施しようとした場合、その業務に携わる人員を学校に配置する制度設計がなされていない現状では、保護者や地域の方々などに新たな負担をかけることにつながる。

他の3つの業務についても、同様に、新たなマンパワーや予算の確保等の課題があり、ただちに実現できる状況にはないものと考えている。

また、放課後から夜間などにおける見回りや児童生徒が補導された時の対応などは、今日的課題に対応するための教育指導や新学習指導要領で示された日々の授業とは異なり、恒常的に行われているものではないということから、働き方改革を実現し、教員が心身ともに健康で、その専門性を十分に発揮して子どもと元気に向き合えるようにするためには、日々、教育指導や授業を担当している教員を増やすこと以外に根本的な解決策はないということである。

(問) 過去3年の全国学力・学習状況調査で明確になった課題を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、全国学力・学習状況調査において、市内の小学校6年生、中学校3年生全員の調査結果をもとにして、その平均正答率と児童生徒への学習や生活に関するアンケートの結果との相関関係を調べ、教育指導の課題を明らかにしている。

この検証を通して、平成28年度は、子どもが、課題解決のために自ら考えようとしたり、授業の最後に学習のまとめをしっかりと行っていると回答した児童生徒が多い学校ほど、平均正答率が高いことが分かった。

さらに、平成29、30年度は、これらに加えて、自分の考えがうまく友達などに伝わるよう、工夫して発表していると回答した児童生徒が多い学校ほど平均正答率が高いことが分かった。

こうした分析によって、児童生徒の学習活動への意識の高さと平均正答率との間に相関関係があることが明らかとなり、本市の教員がこのことを理解し、授業改善に努めることを課題と考えている。

(問) 全国学力・学習状況調査で明らかにされた課題を踏まえ、市教育委員会が小学校教育研究会や中学校教育研究会と連携を図ることで、本市教員の多忙化解消につながることはないのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 任意団体である小学校教育研究会や中学校教育研究会は、市教育委員会が指導・助言できる対象の団体ではないが、教員の多忙化解消を図らなければならないという認識は共通していると考えている。

市教育委員会としては、今後も全国学力・学習状況調査の結果を分析し、そこで明らかにされた課題について、小学校教育研究会や中学校教育研究会に、情報提供を行っていきたいと考えている。

このことは、小学校教育研究会や中学校教育研究会にとって、独自に学力調査の問題を作成する際や授業改善のための研究を行う際の一助となり、結果として教員の負担軽減につながるものと考えている。

#### ④フォーラム38 大島 満 議員(6月21日)

(問) 教員採用試験競争率と受験者数の減少の影響について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 平成31年度富山県公立学校教員採用選考検査の倍率は2.9倍、受験者数は888名と、どちらも過去10年の間で最も低い数値となっており、大変憂慮すべき事態であると考えている。

倍率の低下と受験者数減少は、そのまま児童生徒への教育の質の低下につながることは考えてないが、本市に配置された教員に対しては、初任者研修をはじめ、キャリアステージに応じた研修、教科の専門研修、とやま教師塾、とやま技塾などの実施とともに、学校でのOJT等を通して、引き続き教員の資質の向上に努めてまいりたい。

(問) 教員を目指す人を増やすため、何をすべきか教育長の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 現在、学校現場は新学習指導要領への対応やいじめ・不登校など生徒指導面での対応、次々と教育現場に持ち込まれる多くの業務を抱えて、時間外勤務が増加する中、一方で、子どもと向き合う時間を確保するために教員の働き方改革が求められている。

この働き方改革については、学校行事や会議の精選、ICT化による業務の効率化など、時間外勤務の縮減が中心課題のように受け取られがちである。

しかし、先月5月28日の定例校園長会の折に、校園長に話したのは、働き方改革については、時間外勤務の縮減などと併せて、教員が自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすること、つまり、教員がやりがいを感じられるような職場づくりという視点を忘れてはならないということである。

そのために、市教育委員会としては、研修の充実はもとより、実効性のある業務改善を推進し、教員自身が一層の研鑽を積むことに加え、教員が子どもと向き合うことのできる時間を生み出していけるように、これまで以上に支援してまいりたいと考えている。

教員としてのやりがいについては、言葉では言い尽くせないが、教員は、子どもたち一人ひとりの能力を育みながら、自らも共に成長できるということ、生活面、学習面をはじめとする子どもたちの人間形成に深く関わることができる責任ある仕事に携わっているということであると考えます。

成長過程にある子どもたちは、日々悩み、トラブルも多いものである。いじめやトラブルが起きた際には、教員は休憩時間や放課後などを活用して子どもたちと真摯に向き合い、ときには同僚や先輩の援助も受けながら、子どもたちが一つ一つ壁を乗り越えていけるよう支援し、その成長していく姿に安堵と喜びを感じる。

学習や様々な技能の習得に向けて、失敗したり挫折したりしながらも懸命に努力する子どもたちに寄り添い、子どもたちの「わかった、できた」という達成感や満足感をクラスみんなで共有する。

教員にとっては、日々の教育活動の中で、そのような子どもたちの笑顔や成長する姿が何よりのやりがいにつながるものと考えている。そして、やりがいをもって生き生きと輝く教員の姿を子どもたちや保護者、地域の皆さんが間近で見て、教員の仕事の素晴らしさを肌で感じ取ってくれるものと思う。そんな教員や子どもたちのいる学校づくりが、将来、教員を目指す人を増やすことにつながるものと考えている。

そのためには、これまでも学校を応援していただいている保護者や地域の力をこれまで以上に結集し、社会全体で学校を応援する気運をより一層高めていくことが大事であると考えているところである。

#### ⑤社会民主党議員会 東 篤 議員（6月24日）

(問) 臨任講師の不足が本市に集中したことについて、どのように分析しているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 臨時的任用講師の配置等の人事については、富山県教育委員会が所管する業務であり、本市は、その配置を受ける立場にある。

県によると、臨時的任用講師が不足している理由については、

- ・教員の大量採用に伴い、産前休暇や育児休業を取得する若い教員が増えたこと

- ・これまで臨時的任用講師を務めていた者が正規採用されたこと
- ・引き続き臨時的任用講師をしながら正規教員を目指していた者が、民間企業への就職に向かったこと

などが挙げられると聞いている。

本市においては、教員数が多いことから、これらの理由による影響が他市町村より大きいと推測されることに加えて、本年度の本市の新規採用教員の配置数が、昨年、一昨年に比べて少なかったことも、臨時的任用講師の不足が本市に集中した主な理由の一つではないかと考えている。

(問) 臨任講師の不足に対し、この分析などをもとにして対策を立てる必要があると考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 県教育委員会によると、臨時的任用講師の不足解消のため、講師候補者リストの事前作成、近隣大学への臨時的任用講師候補者の紹介依頼、ホームページやハローワーク等での幅広い募集、退職教員への積極的な働きかけに努めているところであると聞いている。

教員は、県教育委員会の責任により配置されるべきところであるが、市教育委員会としても、市の広報や職員向けの掲示板による募集協力をしたり、市内全小・中学校の校長に依頼して、親類や知り合いに声をかけてもらうなど、できるかぎりのことを行っているが、なかなか見つからないのが現状である。

本来、教員の未配置はあってはならないことであり、二度とこのような事態にならぬよう、今後とも県教育委員会に強く要請してまいりたい。

(問) 臨任講師が不足している学校での本年4月と5月の超過勤務の実態は、昨年同月と比較してどうか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本年4月末における、臨時的任用講師が未配置の学校は、小学校11校、中学校9校であった。これらの学校の超過勤務時間の平均を、昨年度4月の結果と比較すると、1か月あたり、小学校で1時間45分の増加、中学校で35分の縮減となっている。

また、本年5月末において、臨時的任用講師が未配置の学校は、小学校8校、中学校11校であり、同様に比較すると、小学校で7時間53分の縮減、中学校で8時間の縮減という結果が出ている。

この縮減という結果については、年度末の人事異動により職員の構成も変化していることや、本年度は、4月から5月にかけて、休日が増加したことが要因ではないかと分析している。

一方で、臨時的任用講師が未配置の学校とそうでない学校の超過勤務時間の平均を比較すると、4月と5月の合計で、小学校で11時間44分、中学校で14時間15分、どちらも未配置の学校が多い状況となっている。

さらに、学級担任を兼務している教務主任等の個人の超過勤務時間は、その勤務校の教職員全体の平均よりも、4・5月合計で平均60時間以上も多くなっており、未配置の学校には大きな負担がかかっている状況となっている。

(問) 臨任講師が不足している学校名を公表すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 臨時的任用講師が不足し、教務主任が学級担任を兼務する必要が生じた学校においては、始業式の日、その学級の保護者に対し、通知を出している。

また、学級担任以外で臨時的任用講師が不足している学校では、その学校の実情を考慮しながら、校長の判断により、学級懇談会の場などにおいて必要な情報を保護者に伝えているところである。

市教育委員会としては、このように学校においてそれぞれの実情に応じて、保護者に情報を伝えていることから、一律に学校名を公表すべき状況にはないと考えている。

(問) 過去3年間、本市の小中学校に配属された新規採用の教員数と、そのうちの退職者数を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市において、過去3年間における、新規採用の教員数は、平成28年度は定年等の退職者89名に対し90名、29年度は定年等の退職者81名に対し81名、30年度は定年等の退職者83名に対し95名となっている。

ちなみに、本年度は、定年等の退職者94名に対し67名であり、近年と比較し新規採用者は少ない人数となっている。

これらのうち、平成30年度末までに退職した人数は、平成28年度採用者では5名、29年度採用者では6名、30年度採用者では4名であり、3か年を合計すると、平成30年度末現在で、266名中15名が退職している。

(問) 「とやま学校多忙化解消の推進方針」の目的や意義を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 毎年、県教育委員会が作成している「とやま学校多忙化解消の推進方針」の目的については、方針の策定趣旨の中で、教職員が子どもと向き合いやすい環境を整え、教職員の職務能率の向上と健康増進を図り、以て、組織としての教育力を高めることであるとされている。

推進方針の意義については、この内容を学校に周知し、職員会議の場などで全教職員に共通理解を図ることで、管理職をはじめとする教職員の働き方に対する意識を高め、多忙化解消をより実効性のあるものとしていくことであると考える。

(問) 給食費に関する事務を市教育委員会で対応することはできないのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市の学校給食費については、私会計を採用しており、各学校長が学校の校務として徴収・管理業務を行っている。

現在、文部科学省では、学校現場における業務の適正化に向けて、教員が担うべき業務に専念できる環境づくりのため、学校給食費の会計業務を地方自治体が行うことについて、検討されている。

本市が学校給食費の会計業務を行う場合は、児童生徒、教職員、約34,000人の給食費の徴収をすることとなり、生活保護や就学援助、児童生徒の転出入の把握や長期欠席、アレ

ルギー対応による返金など、きめ細かな対応が引き続き求められることから、様々な制度設計や給食費の徴収・管理システムの導入とともに、人員や予算の確保が必要になってくる。

また、学校では、給食費の他にも、学用品費や修学旅行費などの集金事務があり、多忙化解消のためには、これらを併せて議論することが必要であると考えている。

文部科学省では、今後、学校給食費の徴収・管理業務に関するガイドラインが策定される予定であることから、市教育委員会としては、その動向を注視するとともに、他都市の先行事例等も調査しながら、そのあり方について議論してまいりたい。

(問) 校舎のワックスがけや外窓清掃等を外部委託できないのか。

<学校施設課：事務局長答弁>

(答) 校舎等のワックスがけについては、廊下や階段、特別教室など、主に共用部分について業務委託を行っている。

また、外窓清掃については、清掃時における児童生徒の安全を確保する観点から、2階以上のフロアにある外窓について業務委託を行っている。

今後とも、教員の多忙化解消の観点からも、業務委託の適切な活用を努めてまいりたい。

## (2) 学校の安心・安全対策・交通安全の確保等について

### ①自由民主党 柞山 数男 議員 (6月18日)

(問) 小学校等に通う児童・生徒などの通学路では、教育委員会はどのような取組みをしてきたのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 通学路の安全確保に関する取り組みとしては、まず、平成28年度に策定した富山市通学路交通安全プログラムに基づき、各小学校が通学路の危険箇所を市教育委員会に報告し、この報告に基づき、警察、道路管理者、教育委員会等による合同点検を行うこととしており、その結果を基にして、防護柵の設置や白線の引き直し等のハード面の整備を行っている。

これまで、平成29年度は43箇所、平成30年度は30箇所の整備を行っており、今後も危険箇所を発見した場合は速やかに対応してまいりたいと考えている。

さらに、各小学校においては、

- ・入学当初、1年生が下校する際に、教員や上級生、保護者が付き添い、通学路の危険箇所の実態把握を欠かさず行う
  - ・学校安全パトロール隊による登下校の見守りを実施する
  - ・市教育委員会が委嘱した警察官OB等のスクールガードリーダーが、各学校の通学路を定期的に巡回し、危険箇所を指摘する
- など、ソフト面からも取り組んでいる。

(問) 小学校等に通う児童・生徒などの安全を図るために、国土交通省以外の関係府省庁からどのような通知があったのか。



<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 滋賀県大津市の事故を受け、文部科学省から5月10日付けで「幼稚園及び特別支援学校幼稚部の安全管理の徹底について」通知があり、その中で、安全管理の徹底などによる園児の安全確保の取り組みを各園で充実するよう、依頼があったところである。

また、県教育委員会からは5月10日付けで「児童生徒等の交通安全確保について」通知があり、その中で、通学路等での安全点検等の実施、危険箇所における効果的な見守り活動の実施、児童生徒等へ周囲の状況に注意して通行する必要性の指導、校外で教育活動を実施する場合の交通安全指導及び安全管理の徹底、について各学校で万全を期すよう依頼があったところである。

(問) 小学校における通学路の交通安全の確保について、今後どのように取り組んでいくのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市は、市内の道路改良率が平成29年度末で78.8%であり、全国平均の62.1%と比べても高い水準にあるなど、安全な道路環境の整備が進んでいると考えている。

しかし、そういう中であっても、市教育委員会としては、通学路の交通安全の確保については、ハード面、ソフト面の両面からの取り組みを、今後も継続、充実させていくことが必要であると考えている。

さらに、これまでも各学校において、定期的に通学路の安全点検を行ってきたが、大津市での事故を受け、あらゆる不測の事態を想定し、改めて、交通量の多い地点や交差点等を含む通学路の安全点検を行い、危険箇所の把握に努めてまいりたいと考えている。

加えて、担任が児童生徒に対し、交通事故の新聞記事等を示すなどして、「こんな事故があったから、気をつけよう」というような具体的な声かけを日々繰り返していくことが、万が一の時に、危険を回避し、事故を未然に防ぐ能力や自分の命は自分で守るという力の育成につながっていくものと考えており、今後とも、こうした取り組みを地道に積み重ねてまいりたい。

## ②自由民主党 高田 真里 議員 (6月18日)

(問) スクールガードリーダーを強化すべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、小・中学生の登下校時における安全対策の1つとして、警察官OB等、交通安全に関する専門的な知識を有する6名をスクールガードリーダーとして任命し、その6名で全ての小学校を担当し巡回している。

スクールガードリーダーは、通学路での子どもたちへの交通安全指導はもとより、教員や学校安全パトロール隊に対しては、通学路点検のサポートや、不審者の対応等の防犯指導を行っている。

各学校では、スクールガードリーダー以外にも、保護者による見守りや全市で約1万4千名の学校安全パトロール隊の方々にボランティアとして活動していただいております。市教育委員会としては、大変感謝しているところである。加えて、富山市通学路交通安全プログラムに基づく危険箇所の点検や改善など、ソフト面、ハード面の両面から交通安全対策を行っていることから、スクールガードリーダーの増員等は、現在のところ考えていない。

③公明党 松井 桂将 議員（6月18日）

（問）小学校通学路沿いブロック塀等実態調査結果を踏まえて、倒壊の恐れのあるブロック塀を児童生徒へ周知するなどの防災教育の取組みを問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）市教育委員会では、昨年度実施した通学路上のコンクリートブロック塀等の緊急点検の際に、既に児童や生徒、保護者への周知はもとより、通学路の迂回や変更、一定区間に限った反対側通行、学校安全パトロール隊による現地での注意喚起などの対策を講じている。

今回、専門家による「小学校通学路沿いブロック塀等実態調査」の結果を受け、今後、各学校では、現地の状況を確認した上で、再度、全校集会等で地図を示すなどして児童や生徒に危険箇所の周知を図る予定にしている。

市教育委員会としては、これらの取組みを通して、今後とも、子ども自身が自ら危険を回避して事故を未然に防ぐ能力や「自分の命は自分で守る」という防災意識を高める指導に努めてまいりたい。

（問）学校施設のブロック塀撤去後に木塀等への代替策について見解を問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）学校敷地内において、安全性に問題のあるブロック塀等については、小学校では19校31箇所、中学校では5校7箇所あったが、すでに全て撤去が完了しており、その内、改めてフェンス等の設置が必要となる小学校14校18箇所、中学校2校3箇所については、現在、金属製のフェンスを整備する工事を発注済みであり、工期は今年度10月末を予定している。

木製の塀については、景観上のメリットはあるものの、耐久性の問題やコスト面でも割高になることなどから、費用対効果を勘案し、今回、金属製のフェンスを採用したところである。

④自由民主党 押田 大祐 議員（6月18日）

（問）小学校のプール整備について、どのような方針に基づいて計画的に進めてきたのか。最近の工事事例を含めて問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

（答）市教育委員会では、小学校のプールについては、建築年度や劣化の状況などを考慮したうえで、富山市総合計画に位置づけ、順次整備を行ってきたところである。

市の厳しい財政状況の中ではあるが、これまで、国の補助採択が厳しい場合には、市単独での事業費の予算計上も行いながら、毎年度1校乃至2校は整備に着手することとしており、近年では、平成28年度に岩瀬小学校及び三郷小学校、平成29年度には老田小学校のプールを整備し、平成30年度から今年度にかけては、倉垣小学校及び古里小学校のプール改築工事を行っているところである。

また、今年度からは、学校プールのなかった呉羽小学校、新保小学校、神通碧小学校について、それまで利用していた地域プールを学校に移管し、学校プールとして運用を開始したところであり、市教育委員会としては、今後とも、プールの経年劣化及び財政状況等を勘案しながら、着実に整備を進めてまいりたい。

(問) 今議会では、朝日小学校のプールの予算と音川小学校の財源更正を計上しているが、どのような理由に基づき計上されたものなのか。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 今年度の当初予算において、音川小学校のプール改築工事については、国の補助が得られない場合でも整備を着実にを行うため、市単独での事業費を計上していたが、この度、国の補助採択を受けたことに伴い、国の交付金を充当するための財源更正を行うものである。加えて、朝日小学校についても補助採択を受け、前倒しで改築工事を実施することが可能となったため、今議会で改築に係る事業費を計上したものである。

(問) 小学校のプールについて、点検は誰がどのように行っているのか。また、補修の基準はどうか。最近の補修事例も含めて問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 学校プールの点検については、建築基準法に基づき、損傷・腐食・劣化などに関して、建築物は3年に1回、設備は毎年1回、建築士などの有資格者による定期点検を行っているほか、国の示すプールの安全標準指針等を参考に、プールの使用開始前に、教員や市職員による確認・点検を行っている。

また、それらの点検結果に基づき、ろ過装置や配管などの機械設備や、プール槽、プールサイドにおいて、腐食、変形、欠落、ゆるみ等が確認された場合、修繕・整備を行い、機能の維持を図っているところである。

最近の補修事例としては、プール槽の塗装の割れ・剥がれの補修、プールサイドのインターロッキングの陥没の補修、ろ過装置のポンプの能力低下による交換、水漏れによる配管の交換、シャワーヘッドの交換などが挙げられる。

(問) 小学校のプールの不審者対策について、どのように対応しているのか。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) プール整備においては、道路等からの視線にも配慮し、目隠しとなるフェンス等も設置してきているが、周辺からプールを見下ろせるなど、更なる配慮が必要な箇所については、例えば、熱中症や紫外線対策として設置するテントを活用し、視線を遮るといった方法をとるほか、周辺に不審な動きをする者がいないか監視を強化することとしており、今後とも、児童生徒が安心・安全にプールを利用できるよう対策を行ってまいりたい。

(問) 老朽化したプールの安全確保や今後の整備の見通しはどうか。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 老朽化したプールの安全確保については、建築基準法に基づく有資格者による定期点検や、教員・市職員による点検を行い、必要に応じて修繕を行うことにより、ケガ等の事故の未然防止を図っているところである。

また、今後の整備の見通しについては、市教育委員会としては、市の財政状況が厳しさを増す中、国の補助採択の動向についても楽観はできないと見込んでおり、国の各種交付金や地方交付税措置のある地方債など、できる限り有利な財源の確保に努めながら、児童生徒のプール利用に支障が生じないように、着実に整備を進めてまいりたい。

⑤自由民主党 江西 照康 議員（6月19日）

（問）昨年度、津波訓練を実施した学校数を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）昨年度、津波を想定した避難訓練を実施した学校は、小学校34校、中学校8校の計42校である。

（問）各学校では平成31年3月に作られた富山市津波ハザードマップを使って防災教育を行っているのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）「富山市津波ハザードマップ」については、本年3月に、市内全ての小・中学校に配付されている。

このハザードマップは、地震発生から浸水するまでの時間が図示されているなど、その内容は児童生徒の防災教育に有用なものであると考えており、このマップの内容を児童に説明したり、掲示物として利用したりするなど、既に活用している学校は、小学校26校、中学校6校である。

さらに、ハザードマップは津波浸水想定区域が含まれる13校区の全家庭にも配付されており、学校だけでなく、各家庭においても防災の意識を高めるために、親子で話題にするなどの、活用を呼びかけてまいりたい。

（問）各学校が作成している避難所開設対応マニュアルの内容を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）本市の各小・中学校では、地域の実情を考慮しながら避難所開設対応マニュアルを作成しており、このマニュアルには、避難所開設に備えて学校が事前に準備しておくこと、避難所開設時における校長や教職員の役割、災害発生時の連絡体制と動員・配備、校舎内の一部を避難所として使う際の目的別開放区域、学校の再開に向けての準備、などが示してある。

（問）本市においては、津波に関する避難訓練は必要か。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）富山市津波ハザードマップによると、津波による浸水想定区域は海岸地域の一部区域に限られており、とりわけ海岸から遠く離れ、ある程度の標高がある地域においては、津波による被害が発生する危険性は極めて低いと思われる。

しかしながら、津波の心配はないと思われる地域の学校でも津波を想定した避難訓練が行われていることについては、児童生徒が将来どこで暮らしていても大きな災害に遭遇することがあり得ると考えられ、こうした意味からも、小学校・中学校の時期に津波を含む様々な避難訓練を実施していくことは、防災意識を高め、万が一の場合に適切な避難行動をとることができるようにする上で、意義のあることだと考えている。

⑥自由民主党 松井 邦人 議員（6月19日）

（問）県条例及び計画を受け、自転車事故防止に向けた学校現場での今後の取組みについて、見解を問う。

(答) 富山県自転車活用推進条例においては、

- ・環境への負荷の低減等に資するという認識の下に、自転車による交通の役割の拡大を図ること
- ・歩行者並びに自転車及び自動車等を利用する者が互いに安全で安心して通行できる環境を創出すること

などが理念として示され、家庭、地域、事業者等がそれぞれの立場において、自転車の安全かつ適正な利用に関する取り組みを行うよう努めるものとされている。そして、同推進計画には、実施すべき施策の1つとして、学校において、交通安全教室等を着実に開催し、交通安全の意識啓発を推進するものとされている。

本市の小・中学生への自転車事故防止に向けた取り組みについては、全ての小・中学校において、学校安全計画に年間に指導する交通安全に関する内容を位置づけ、小学校では、交通安全教室において交通ルールに従った自転車運転の仕方などを実践的に学ぶほか、登下校指導など様々な取り組みを行っている。

中学校では、交通安全教室において、自転車の安全点検や、飛び出し事故のシーンの再現などをはじめ、一部の学校においては、スタントマンを活用し、飛び出しや、イヤホンを着用しながら運転しているときの事故のシーンを実際に見るなど、事故の恐ろしさをより意識する指導を取り入れている。

一方、自転車は軽車両に位置づけられていることから、本市児童生徒が被害者のみならず加害者になる可能性もあり、各中学校では万が一事故が起きたときに備えて、入学時に自転車保険の加入を勧めている。

市教育委員会としては、今後も、交通安全教室がより実感を伴って児童生徒の心に残るよう工夫を重ねてまいりたいと考えている。加えて、子どもたちが自ら判断し、自分の命は自分で守ることができるようにするためには、担当が児童生徒に対し、交通事故の新聞記事等を示すなどして、「こんな事故があったから、気をつけよう」というような具体的な声かけを日々繰り返し行っていくことが何より重要であると考えており、こうした地道な指導を積み重ねながら、交通事故の防止に取り組んでまいりたい。

### (3) 熱中症対策・エアコン工事の進捗について

#### ①自由民主党 高田 真里 議員 (6月18日)

(問) エアコン設置工事の進捗と今後のスケジュールについて問う。

<学校施設課：事務局長答弁>

(答) 小・中学校普通教室へのエアコン設置については、全体計画として、令和元年度2学期を目途に全ての中学校、令和2年度2学期を目途に全ての小学校でエアコンの設置完了を予定している。

現時点での進捗状況については、中学校26校のうち、10校程度は今年度の1学期中に設置工事が完了する見込みとなっており、残りの学校についても、夏休み中での完了を見込んでいる

また、小学校65校のうち、5校程度が今年度の夏休み中に設置工事が完了する見込みであるほか、今年度末までに、9割以上の学校について、設置工事が完了できるので

はないかを見込んでいる。

このように、スケジュールの前倒しが可能となった要因としては、

- ・事前に各学校の電源設備の能力などの調査を実施していたこと
- ・電気、都市ガス、プロパンガスの各事業者の協業方式による連携協力で、空調機器の調達が円滑になされたこと
- ・工事業者を十分に確保できたこと
- ・中学校で先行的に行った工事手法をモデル化することで、他校に水平展開できるようにしたこと
- ・学校や事業者の協力を得ながら、屋外作業を土日にも実施するとともに、特別教室の活用など、教室をやりくりすることで、平日の日中に普通教室内での作業が可能となったこと

などが挙げられる。

市教育委員会としては、今後とも、できる限り早期に設置できるよう、学校や事業者と連携しながら、事業の促進に努めてまいりたい。

(問) リース開始前の猛暑日の運用について問う。

<学校施設課：事務局長答弁>

(答) エアコンの使用については、小学校・中学校それぞれ全ての学校での設置が完了した段階で、市と事業者との間で機器本体及び維持管理を含めた賃貸借契約を締結する予定としており、本来であれば当該契約後の使用開始となるところである。

しかし、市教育委員会としては、児童生徒の健康に配慮し、現にエアコンが設置されているにも関わらず、猛暑でも使用できないといった事態は避けたいと考えている。

こうしたことから、賃貸借契約前の使用については、事業者の理解を得ることが前提ではあるが、事業者との間において諸条件の調整、及びエアコンを適正かつ効率的に使用するための統一的な運用指針の策定を並行して進めているところであり、6月末を目途に、順次使用できるようにしてまいりたい。

(問) 下校時における熱中症対策について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 下校時における熱中症対策としては、

- ・下校前の子どもの健康状態をよく観察し、必要に応じて水分を補給させたり、体調がよくないと判断される場合は、保護者に連絡を入れる
- ・日差しが強く、熱中症指数が高いなど、熱中症の危険が予想される場合は、保護者にすみやかに連絡し、下校時刻を繰り下げたり、学校に迎えに来てもらう
- ・持ち帰る必要のない荷物を学校に置いていくことで、下校時の荷物を軽くし、子どもの負担軽減を図る
- ・不審者への対応を含めて、複数で下校させるとともに、具合が悪くなった場合には「子ども110番の家」や商店等の周りの大人にすぐに助けを求める

などの指導をしている。

市教育委員会としては、熱中症の予防及び対応について、学校管理下に限らず、子どもたちの放課後や休日における活動などを想定しながら、今後も指導を行ってまいりたい。

#### (4) 小・中学校の今後のあり方について

##### ①自由民主党 竹田 勝 議員（6月18日）

(問) 小学校の小規模校の統廃合の計画について問う。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会としては、小・中学校の再編は、将来的に避けて通ることができないものと考えている。

しかしながら、現在のところ、学校の統廃合について、具体的な計画を検討している段階ではない。

まずは、市民の皆様には児童生徒数が減少していく現状と、小規模な学校における教育上の課題等について周知を図っていくこととしており、今後、広報とやまへの掲載をはじめ、自治振興連絡協議会の13ブロック毎に行われる地域の会議やPTAの会議等に出向き、地域毎の小・中学校の現状を説明し、意見交換するための経費を今議会の補正予算に計上している。

市教育委員会としては、こうした説明を丁寧に行っていく中で、それぞれの地域において、地元の小・中学校の将来のあり方について議論を深めていただき、学校の標準規模化を図るなど、次代を担う子どもたちにとって、よりよい教育環境を形成していけるよう、地域、保護者、教育委員会が一体となって、努めてまいりたい。

##### ②フォーラム38 大島 満 議員（6月21日）

(問) 小・中学校の児童生徒数の推移について問う。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 本市における児童生徒数は、令和元年5月1日現在で、児童数約2万人、生徒数約1万400人、合計約3万400人となっている。

住民基本台帳から将来の児童生徒数を推計すると、5年後の令和6年度は、児童数約1万9,100人、生徒数約9,900人、合計約2万9,000人となり、5年間で約1,400人の減少となる。

平成26年度の児童生徒数は、約3万2,900人であったことから、10年間では、約1割減少することになる。

この児童生徒数の減少に伴い、5年後の令和6年度は、「12学級以上18学級以下」という標準規模を下回る学校は、小学校では、本年度より2校増えて65校中38校、率にして58.5%となり、うち複式学級を有する学校は3校増えて9校となる見込みである。

また、中学校においては、八尾地域の中学校の統合により、標準規模を下回る学校は、本年度より1校減って25校中13校、率にして52.0%となる見込みである。

(問) これまでの取組みと今後の予定について問う。また、どのような点に重点を置いて市民へ説明していくのか。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会としては、小・中学校の再編は、将来的に避けて通ることができないものと考えている。

これまで、児童生徒数が減少していく現状と、小規模な学校における教育上の課題等

について、総合教育会議の場で議論し、また、市PTA連絡協議会や自治振興連絡協議会において情報提供をしてきている。

今後については、広報とやまにおいて周知を図るとともに、自治振興連絡協議会の13ブロック毎に行われる地域の会議やPTAの会議等に出向き、地域ごとの小・中学校の現状及び具体的な課題等に関する情報提供を行い、意見交換するなど、それぞれの地域において、地元の小・中学校の将来のあり方について議論を深めていただく環境づくりに重点を置いてまいりたい。

#### (5) 「スクールロイヤー」制度について

##### ①自由民主党 高田 真里 議員 (6月18日)

(問) 本市でもスクールロイヤー制度を取り入れるべきと考えるが見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 「スクールロイヤー」制度とは、法律の専門家である弁護士が、学校現場における諸問題に対して法的視点に基づき学校や市教育委員会に助言を行うことで、問題への適切な対応や取り組みを進め、解決を図ろうとする制度である。

市教育委員会としては、これまでの市の法務専門監との連携により、学校が法的な裏付けを得て、自信をもって対応できるようになるなどの成果が見られたことから、今後、こうした体制の一層の充実強化を図るため「スクールロイヤー制度」の導入が必要であると考えている。

その具体的な運用方法等については、すでに富山県弁護士会と協議を進めているところであり、可能な限り速やかに実施できるよう努めてまいりたい。

#### (6) 学校司書、定数外職員について

##### ①社会民主党議員会 村石 篤 議員 (6月18日)

(問) 学校司書が、8人退職し4人の補充で、欠員4人となった要因について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 学校司書については、今年度も昨年度と同じ54名を採用する予定としていたが、昨年度末をもって自己都合により8名が退職することになった。

市教育委員会としては、この8名の欠員を埋めるため、ハローワークや市広報を通じて採用募集を行っているところであるが、現在のところ新たな採用は、4名にとどまり、4名の欠員となっている。

その要因としては、有効求人倍率が高水準で推移するなど雇用情勢が改善していることや、平成28年10月からの社会保険の適用拡大により、配偶者の扶養に入りながら働きたいと考えている方が応募を控えているのではないかと、ということなどが考えられる。

(問) 学校司書の欠員を早急に補充するとともに、欠員が補充されるまで、時間外勤務の対応で学校図書館の役割を適切に維持すべきと考えるが見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>



(答) 学校司書の欠員を補うため、学校司書の1校あたりの勤務日の割り振りを見直したことにより、現在、16校において、予定より少ない配置日数となっているが、学校司書が勤務しない日は、司書教諭の資格を持つ教諭などが中心となって図書館の運営を行っており、児童生徒の学校図書館の利用や蔵書の管理などについては、おおむね対応できている。

このことから、現在のところ時間外勤務を命じる状況にはないものと考えているが、やむを得ない理由がある場合には、所属長である校長が超過勤務を命じることとなる。

欠員補充に関しては、引き続きハローワーク等において採用募集を行ってまいりたい。

(問) 定数外職員の労働条件に関しては、校園長会や研修会において、労働基準法に定める労働時間の適正な管理について、どのように周知を徹底しているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では各校長宛に、平成30年2月26日付け「出退勤時刻及び休日出勤自己管理システム運用の実施について」の通知を送付し、定数外職員も含めた全教職員の勤務時間を適切に把握すると同時に、長時間勤務の縮減に努め、適正な労働時間とすることを周知した。

さらに、平成30年3月19日に、この通知に係る説明会を開催し、各校の校長または教頭に対し、直接趣旨等を説明することにより、定数外職員も含めた全教職員の勤務実態の詳細な把握とともに、労働時間の適正な管理を進めていくことを周知徹底したところである。

市教育委員会としては、今後も引き続き各学校に対し、こうした指導に努めてまいりたい。

(問) 定数外職員取扱要領について、定数外職員が見ることのできる場所に置かれている小・中学校は何校あるのか。定数外職員が見ることのできる場所に置かれていない小・中学校があれば、今後どのように対応するのか。

<教育総務課：事務局長答弁>

(答) 定数外職員取扱要領については、15校の小・中学校で定数外職員が見ることのできる場所に紙ベースで配置している。

また、市教育委員会では、その内容を掲載した学校事務の手引きを全小・中学校に紙ベースで配付している。

定数外職員取扱要領については、現在、各小・中学校では、職員用の電子掲示板から閲覧することができるが、今後は、紙ベースで印刷し配置することなど、定数外職員がより見やすい環境となるよう、研修会等を通じて各学校に周知してまいりたい。

## (7) 小見幼稚園の閉園と、今後の公共施設の再編のあり方について

### ①自由民主党 久保 大憲 議員 (6月21日)

(問) 休園の時点で認定こども園への移行など、必要な検討を行うべきだったと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、小見幼稚園の休園後、今後入園する可能性のあるお子さんがいる世帯の家を個別に訪問し、小見幼稚園への入園の意思の確認を行った。

また、小見地域の小学校就学前児童数や保育ニーズ等の状況に加え、幼稚園を認定こども園や保育所へ移行するには、調理室、乳児室、ほふく室の整備等のため施設改修が必要となること等、様々な視点から検討を重ねた。

そのうえで、教育委員への意見聴取を行い、小見幼稚園を認定こども園や保育所へ移行することは困難と判断したところである。

## (8) スポーツ振興と学校部活動のあり方について

### ①自由民主党 久保 大憲 議員 (6月21日)

(問) 中学校における部活動の役割を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 部活動の役割については、学習指導要領の総則等にも示されているように、スポーツや文化、科学等に興味・関心をもつ同好の生徒の自主的・自発的な参加により、体力や技能の向上はもとより、異年齢との交流の中で生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりすることなどである。

このように、部活動は生徒にとって多様な学びの場としての教育的意義が大きく、生きる力の育成や豊かな学校生活を実現させるなど、学校教育の一環として重要な役割を果たしているところである。

(問) 応援や観戦など、地域や保護者が関わりやすい仕組みにすべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 現在、各中学校においては、部活動についてホームページや各種たより等の配付文書で大会や練習試合の予定及び結果を知らせるとともに、日ごろの部活動の様子等を掲載するなどして、保護者や地域への情報の発信に努めている。

また、年度当初に部活動保護者会を開催し、年間の活動計画を知らせたり、月ごとの活動予定表を生徒を通して保護者に配布したりするなど、練習や大会・試合等の応援や観戦に参加しやすいよう事前にお知らせして、部活動への支援と協力が得られるような運営に取り組んでいるところである。

市教育委員会としては、今後とも学校と地域・保護者が共に関わり合いながら部活動が運営されていくよう、各中学校に伝えてまいりたい。

(問) 部活動に関する保護者や生徒の声を教員の人事異動に考慮しているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 教員の人事異動については、富山県教育委員会の異動方針及び留意事項に基づき、教育活動の活性化と教育水準の向上を図ることを優先課題とし、効果的な人員配置となるよう、適材適所に努めている。

保護者や生徒の声を人事異動に考慮するのかということについては、こうした人事異動の方針から、考慮はしていないものである。

(問) 顧問の異動によって転校は認められるのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 信頼を寄せていた部活動顧問の異動は、生徒に寂しさや悔しさなど、様々な思いをもたらすものと考えられる。

しかしながら、部活動顧問の勤務校の異動を理由とする、生徒の転校は認めていない。

(問) 部活動指導員の派遣について富山市体協と連携を図るべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の部活動指導員については、今年度は中学校4校に5名配置しており、配置校においては、技術の向上はもとより教員の多忙化解消に向けて一定の効果が見られたところである。

この4校以外の中学校においても、部活動指導員の配置を望む声があるものの、専門的な指導力を有し、平日の夕方や土曜日・日曜日等に部活動指導ができる人材を確保することは容易ではない状況がある。

市教育委員会としては、これまでどおり地域に人材を求めるとともに、富山市体育協会や各競技団体からの紹介も人材確保の一つの方法であると考えている。

(問) 競技力向上に向けての専門的な指導を、部活動で担うことができるのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 各中学校においては、専門的な指導ができる教職員が顧問となり、更なる体力や技能の向上を図りながら、記録の向上や各種大会での上位入賞をめざし、活動に取り組んでいる部活動がある。

一方で、競技経験等が浅い又は未経験である教職員が顧問を担当している部活動もあり、生徒がより専門的な指導を受けられない場合もあるのが現状である。そのような場合には、スポーツエキスパートや部活動指導員等の外部指導者を依頼し、専門的な指導について協力をいただいている。

競技力の向上は、部活動がもたらす効果の1つではあるが、市教育委員会としては、学校教育の一環としての部活動の役割に鑑み、技術の向上や試合での勝利に偏重することなく、スポーツに親しみ、友情を深めるなど、幅広い観点から活動を進めていくことが重要であると考えている。

## (9) 食品ロス削減について

### ①公明党 松尾 茂 議員 (6月21日)

(問) 学校教育における食品ロス削減に向けた具体的取組み状況を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 各学校においては、全教育活動を通じて食の大切さについて計画的に学習しているところである。

この中で、食品ロス削減につながる学習としては、

- ・給食時に、児童生徒一人ひとりが食べる前に自分の適量を意識して量を調整し、食品ロスを少なくするような配膳

- ・小学校家庭科の「日常の食事と調理の基礎」においては、食事の役割を考え、日常の食事の大切さに気付く学習
  - ・中学校家庭分野の「食生活と自立」では、食品ロスの実態をデータで示し、「持続可能な食生活を送るためにはどうすればよいか」を考え、SDGsの目標2の「飢餓をゼロに」につないでいくことのできる学習
- などに取り組んでいるところである。

## 学校選択制について

次のとおり、施設面等を考慮して、令和2年度富山市立の各中学校の入学可能な人数(受入枠)を設定します。

＜入学希望者が受入枠総数を超えた場合＞

- ① 通学区域内からの入学希望者を入学生とします。
- ② 抽選が免除される入学希望者(※1)を入学生とします。

上記、①②以外の通学区域外からの入学希望者を対象に、原則として抽選を実施します。

学校名	受入枠総数 (入学可能な人数)	通学区域外からの受入枠 (※2)
芝園中学校	144	36
堀川中学校	380	32
東部中学校	108	37
西部中学校	152	5
南部中学校	190	20
北部中学校	190	17
新庄中学校	266	10
岩瀬中学校	114	5
山室中学校	228	10
奥田中学校	222	35
大泉中学校	66	25
月岡中学校	76	12
呉羽中学校	198	23
水橋中学校	76	17
三成中学校	62	19
和合中学校	114	6
興南中学校	136	15
藤ノ木中学校	190	12
大沢野中学校	190	14
上滝中学校	114	20
八尾中学校	108	21
杉原中学校	66	10
速星中学校	370	14
城山中学校	87	15
山田中学校	22	12
楡原中学校	18	10

※1 抽選が免除される場合については、富山市立中学校紹介の冊子を参考にしてください。

※2 通学区域外からの受け入れ結果については、入学希望校の申請状況や転出入等によって変動します。

※3 特別支援学級への入学希望者を対象に、入学希望校の申請状況や転出入等により、抽選を実施する場合があります。

令和元年度 富山市立中学校新入生  
学校選択制による通学区域外からの入学希望者数及び入学者数

富山市教育委員会

中学校名	受入枠総数 (A)	通学区域外からの 受入枠 (B)	通学区域外からの 入学希望者数 (C)	抽選実施 の有無	通学区域外からの 入学者数 (D)	入学者数
芝園中学校	142	22	59	抽選実施	33	143
堀川中学校	370	30	27	—	26	351
東部中学校	108	34	24	—	21	86
西部中学校	152	15	0	—	3	122
南部中学校	204	26	8	—	7	173
北部中学校	190	26	22	—	22	178
新庄中学校	251	20	2	—	2	197
岩瀬中学校	140	16	5	—	5	100
山室中学校	251	20	1	—	1	200
奥田中学校	220	37	40	—	39	215
大泉中学校	81	22	30	—	29	79
月岡中学校	73	20	0	—	0	49
呉羽中学校	204	17	9	—	9	189
水橋中学校	87	19	0	—	0	70
三成中学校	54	12	1	—	1	45
和合中学校	105	11	4	—	4	94
興南中学校	124	15	0	—	0	102
藤ノ木中学校	191	12	1	—	1	160
大沢野中学校	170	14	1	—	1	156
上滝中学校	102	17	0	—	0	79
八尾中学校	114	17	6	—	6	93
杉原中学校	84	14	1	—	1	60
速星中学校	385	11	3	—	3	349
城山中学校	105	15	9	—	8	96
山田中学校	20	8	0	—	0	12
楡原中学校	25	9	1	—	1	16
合計			254	1校	223	3,414

- ※ (A)～(D)の数値には、特別支援学級生徒は含みません。
- ※ (B)(C)(D)の数値には、抽選免除者は含みません。
- ※ 通学区域外からの入学希望者数(C)は、平成30年11月15日現在の数値です。
- ※ 通学区域外からの入学者数(D)は、転出入等によって変動しています。
- ※ 奥田中学校、大泉中学校については、通学区域外からの入学希望者が通学区域外からの受入枠を上回っておりますが、受入枠総数に収まると見込まれましたので抽選を実施しませんでした。
- ※ 入学者数は、入学式当日の数値です。
- ※ 通学区域外からの入学者数は通常級のみ的人数です。



## 富山市の名峰「薬師岳」登山

# 第35回薬師岳美化行進

### 1 目的

- ・助け合い、励まし合いながらの団体登山を通して、友情の輪をより一層広げる。
- ・日本百名山の一つに数えられる立山連峰の主要峰・薬師岳の登山道周辺の清掃活動を通して自然愛護や環境保護への関心を高め、郷土への愛着心を育む。
- ・市民総ぐるみで行う「ふるさと富山美化大作戦」の一翼を担い、市内全域（海拔0～3千m）のうち、最も高い場所での美化活動を実施する。

2 主催 富山市教育委員会

3 共催 青少年育成富山市民会議大山支部

4 後援 富山市中学校長会、大山町山岳会  
立山黒部環境保全協会薬師岳奥黒部支部

5 実施日 令和元年8月18日（日）  
～8月19日（月）1泊2日

6 宿泊場所 太郎平小屋

7 募集人員 中学生40名

8 参加費 中学生4,000円  
(1泊3食、旅行傷害保険料含む)



太郎平小屋から薬師岳山頂をめざす

### 【日程】

1日目：大山総合体育センター 8:50（バス）→ 折立 10:20 → 三角点（美化活動）12:10  
→ 太郎平小屋 16:00 → 宿泊

2日目：太郎平小屋 6:30 → 薬師岳頂上（美化活動）9:30 → 太郎兵衛平（美化活動）11:30  
→ 太郎平小屋 12:30 → 折立 16:30 → 大山総合体育センター到着 17:50

### 【今年度参加予定者数】

中学生49名・指導員13名



清掃活動の様子（三角点・薬師岳山頂）



薬師岳山頂(2,926m)にて



企画展

# 古代とやまの まじない



なかま  
ワシの仲間が  
どくどく<sup>とうじょう</sup>  
登場  
するぞ!!



2019年

7/20 土 ▶ 12/15 日

会期中無休

開館時間

9:00 ~ 17:00  
(入館は 16:30 まで)

観覧料金

大人 100円  
高校生以下無料

学芸員による展示解説会

8/3日 土 10:00 ~ 11:00

会場：富山市考古資料館（申込不要、観覧料のみ必要）

記念講演会

10/5 土 14:00 ~ 16:00

講師：荒井 秀規 氏（藤沢市郷土歴史課学芸員）

演題：「北陸と東国の人面墨書土器を比べてみる」

会場：富山市民俗民芸村管理センター講座室（申込不要、無料）

どき ひと かお  
この土器には人の顔が  
か  
描いてあるね!?



ハッチー



カガミ

じんめんぼくしよど き  
人面墨書土器って  
いうんだよ。

## 富山市考古資料館

富山市安養坊 47-2 (富山市民俗民芸村内)

TEL.076-433-8634

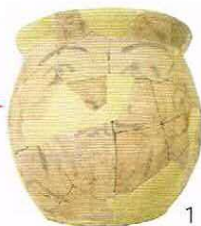
<http://www.city.toyama.toyama.jp/etc/minzokumingei/>



# 企画展 古代とやまのまじない



じんめんぼくしよどき  
人面墨書土器



1



2



3



4



5

なら へいあんじだい さいし いぶつ じんめんぼくしよどき  
奈良・平安時代の祭祀遺物に、人面墨書土器があります。

どき とやまけん えっちゆうのくに しゅつどう にほんかいがわ もっと おお えっちゆう こだい さいし  
この土器の富山県（越中国）の出土数は日本海側で最も多く、越中の古代祭祀を  
とくちゆう いぶつ  
特徴づける遺物といえます。

とやまし とよた おおつか なかよしわらいせき しゅつど こうしりようかん じい  
富山市でも豊田大塚・中吉原遺跡から出土し、考古資料館のキャラクター「パン爺」の  
モデルになって親しまれています。

ほんてん とやまけんない しゅつど じんめんぼくしよどき ひとがた いくし さいし いぶつ とお  
本展では、富山県内で出土した人面墨書土器や人形、斎串などの祭祀遺物を通して

えっちゆう こだい しょうがい なら へいあんじだい ひとびと せいかつ さく  
越中の古代のまじないを紹介し、奈良・平安時代の人々の生活を探ります。



6

ひとがた  
人形



表面 裏面

7

いくし  
斎串



8

うまがた  
馬形



9

けんないゆいっ  
県内唯一！  
うま えが  
馬を描いた  
ぼくがどき  
墨画土器



10

かお  
ワシの顔とどかが  
ちが  
違うかのお？



あなたなら  
かお  
どんな顔を  
か  
描くかな？



たいけん  
体験コーナーで  
か  
描いてみよう！



上段：1・2・5 石名瀬 A 遺跡出土人面墨書土器（高岡市教育委員会蔵）、3 下佐野遺跡・4 南太閤山 I 遺跡出土人面墨書土器（富山県埋蔵文化財センター蔵）  
中段：6 豊田大塚・中吉原遺跡人面墨書土器出土状況  
下段：7 豊田大塚・中吉原遺跡出土人形・8 花ノ木 C 遺跡出土斎串（富山市教育委員会蔵）、9・10 下佐野遺跡出土馬形・馬を描いた墨画土器（富山県埋蔵文化財センター蔵）

## ■同時開催（富山市民俗民芸村内）

- ・民芸館・民芸合掌館 ～12/8企画展「自然布・古布・藍染布」
- ・売薬資料館 ～7/22企画展「漢方から西洋薬へ」、7/25～9/30企画展「おなかのむし」、10/3～企画展「義経と弁慶-売薬版画から」
- ・笹牛人記念美術館 ～9/25館蔵品展118「湯筆」、9/28～館蔵品展119「牛人のアトリエ・芋ゆ庵」
- ・陶芸館 8/21～11/13企画展「やきものの“白”を楽しむ」
- ・民俗資料館 9/7～12/1特別展「民俗資料にみる富山-東?西?それとも」

〈7館共通券大人520円、高校生以下無料〉

## ■交通案内

- 車 JR富山駅から約10分  
富山IC・富山西ICから約20分、駐車場無料
- バス 地鉄バス富山駅前②のりばから乗車  
呉羽山老人センター行き富山市民俗民芸村下車  
※市内周遊ぐるっとBUS/富山駅前②のりばから乗車  
北西回りルート民俗民芸村下車

## 富山市考古資料館

〒930-0881  
富山市安養坊 47-2（富山市民俗民芸村内）  
TEL.076-433-8634

## ■案内図





企画展

# おなかのむし

会期

令和元年

7月25日(木) ~

9月30日(月)

《会期中無休》

富山市売薬資料館

企画展会場：別館 旧密田家土蔵 1階展示室

■開館時間 9:00 ~ 17:00 (入館は16:30まで)

■観覧料 大人 100円 / 民俗民芸村7館共通券 大人 520円 (高校生以下の観覧は無料)

企画展

# おなかのむし

回虫は人に寄生する虫で、  
 主にお腹の中から体に害を及ぼします。  
 日本でも衛生状態が良くなかった時代には、  
 この虫に悩まされていました。  
 これを排除するための駆虫薬が、  
 富山売薬でも多く販売されていました。  
 その薬袋には、  
 こんなユニークな虫たちが描かれています。  
 このような駆虫薬の薬袋などから、  
 現在ではあまり使われなくなった薬を  
 振り返ってみましょう。



**<夏休みワークショップ>**

①オリジナルの薬袋を作ろう!  
 7月27日(土)、7月31日(水)

②紙風船を折って作ってみよう!  
 8月3日(土)

時間◎それぞれの日の  
 10:00～、11:00～、13:00～

場所◎売薬資料館内

対象◎小学生(保護者の方も)

人数◎各日時5～6人(受付順)

費用◎無料(要観覧料)

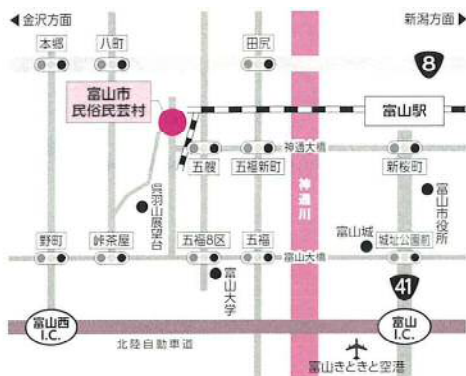
——— 当日に当館で受け付けます ———

(混雑している場合にはお待ちいただく場合がありますのでご了承ください)

## 富山市民俗民芸村 同時期開催展示

- ・箕牛人記念美術館 館藏品展 「湯筆」(～9/25)
- ・民芸館・民芸合掌館 企画展 「自然布・古布・藍染布」(～12/8)
- ・考古資料館 企画展 「古代とやまのまじない」(～12/15)
- ・陶芸館 企画展 「やきものの“白”を楽しむ」(8/21～11/13)
- ・民俗資料館 特別展 「民俗資料にみる富山」(9/7～12/1)

詳しくはホームページをご覧ください <http://www.city.toyama.toyama.jp/etc/minzokumingei/>



■交通のご案内■

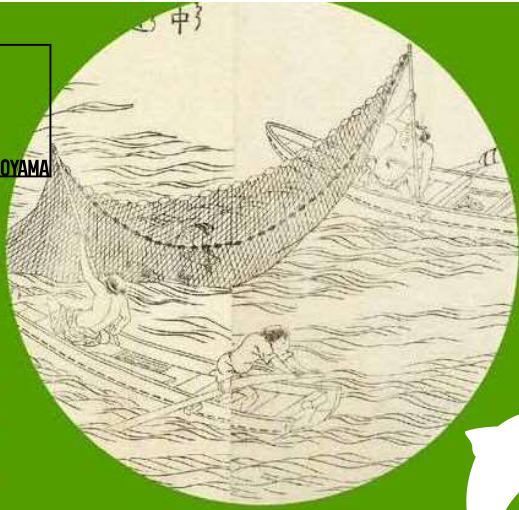
- 車/(駐車場無料)  
 JR富山駅から約10分  
 富山ICから約20分
- バス/  
 \* 地铁バス  
 富山駅前⑦のりばから  
 呉羽山老人センター行き  
 富山市民俗民芸村下車
- \* 市内周遊ぐるっとBUS  
 富山駅前②のりばから北西回りルート  
 民俗民芸村下車



その他 1 3

企画展

# 夏休み！ 神通川を さぐる



AMAZING TOYAMA

とろ



あばれる

富山市街實測圖



令和元年

7月13日 土 ▶ 9月29日 日

会期中の休館日 7月17日(水)、9月11日(水)

開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

観覧料 一般210円(160円)、高校生以下は無料

※( )内は、20名以上の団体料金

わたる

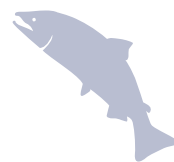
富山市郷土博物館

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM



## 企画展

# 夏休み！神通川をさぐる

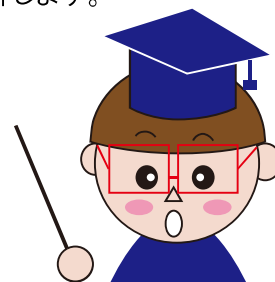


富山市の中心部を南北に流れる神通川は、古来より富山の人々と深く関わってきました。

その豊富な水量を元に整備された用水は、田畑を潤し、多くの作物を実らせ、また、鱒や鮭、鮎などの豊かな水産資源は、名物となる鮎のすし、鱒のすしを生み出しました。その一方で、蛇行する流路によりたびたび水害をもたらし、人々を苦しめたのも、また神通川なのです。

本展では、「暴れる」「渡る」「獲る」をキーワードに、神通川と人々の関わりについて紹介します。

じんづうがわ むかし あゆ ます さかな おおあめ 心  
神通川では、昔から鮎や鱒などたくさんの魚がとれたよ。でも、大雨が降ると洪水が起きたりして大変だったんだ。  
こうずい お たいへん  
ことし なつ てんじ み じんづうがわ きみ いえ ちか かわ しら  
今年の夏は、展示を見てから神通川や、君の家の近くの川のことを調べてみよう！



神通川鮎漁の絵はがき



『中越商工便覧』



『神通川洪水写真帖』

会期 令和元年7月13日(土)～9月29日(日)  
休館日 7月17日(水)、9月11日(水)  
開館時間 9:00～17:00(入館は16:30まで)

観覧料 大人210円 高校生以下は無料  
※この料金で、常設展示もご覧いただけます。

### 学芸員による展示解説会

7月27日(土)、8月25日(日)、9月29日(日)  
いずれも午後2時より  
予約不要、参加無料(ただし、入館料が必要です)

## 常設展 富山城ものがたり

展示室では、400年以上の歴史を持つ富山城の歴史を、模型や映像も使いながら、分かりやすく紹介しています。また、4階の天守展望台からは、昔の富山城の大きさが分かります。

西町の「キラリ」や新庄城跡からの発見されたものも展示しています。

### ■アクセス

JR富山駅から徒歩約10分  
地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分  
市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分  
富山空港より連絡バスで20分  
北陸自動車道 富山ICより車で約15分

### ■駐車場

当館には専用駐車場はありません。最寄りの有料駐車場をご利用ください。最も近いのは城址公園地下駐車場です。



## 富山市郷土博物館

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM  
〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内  
TEL:076-432-7911 FAX:076-432-8060  
<http://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>

企画展

# 富山ゆかりの 絵画と工芸品

令和元年

7月13日(土) ↓ 9月29日(日)

休館日 7月16日(火)

開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

観覧料 大人210円 高校生以下は無料

◇学芸員による展示解説会◇ ※要観覧料

7月27日(土)・8月31日(土)・9月21日(土)

いずれも午後2時より



富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)  
TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080



# 富山ゆかりの 絵画と工芸品 企画展

富山県では、現在においても、漆工・金工・陶磁器などさまざまな工芸品がつくられています。これらの源となるような製品は、すでに江戸時代において制作され、優れた作品が今に残されています。漆工品では、青貝や金銀の薄板をちりばめた杣田青貝細工や、白漆が特徴の城端蒔絵。刀装具制作の技をいかして香炉や花器などで知られる民野照親、写実的な創作を得意とし「鼠の吉兵衛」という異名をもつ室江吉兵衛の金工品。また越中瀬戸焼や小杉焼といった産業としての陶器のほかに、県西部の小矢部市では、茶碗を中心に、埴生焼という趣味性の高い陶器も焼成されています。

一方、京都や江戸といった中央の画壇でその才能を開花させた、絵師たちもでています。江戸時代後期の京都画壇で大活躍し「岸派」をおこした岸駒、江戸の狩野派で学び、富山藩の御用絵師をつとめ、廃藩後は東京で明治宮殿の絵画を描いた木村立嶽などは富山ゆかりの画家の代表といえるでしょう。

この展覧会では、江戸時代から現代に制作された、富山ゆかりの絵画や工芸品を紹介します。多彩な作品を生み出した富山の地を見つめなおしていただく機会となれば幸いです。

令和元年

7月13日(土) → 9月29日(日)

休館日 7月16日(火)

開館時間 午前9時～午後5時

(入館は午後4時30分まで)

観覧料 大人210円 高校生以下は無料

◇学芸員による展示解説会◇ ※要観覧料

7月27日(土)・8月31日(土)・9月21日(土)

いずれも午後2時より



②



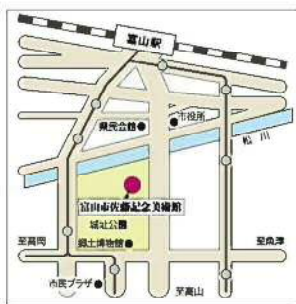
①



③



④



富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)

TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080

①鶏之図 石崎光瑤 大正15年(1926) 富山市郷土博物館蔵 ②杣田青貝細工八角食籠 江戸時代 富山市郷土博物館蔵 ③城端塗 鯉鷺草文長手盆 九代 治五右衛門雄蔵 江戸時代 富山市郷土博物館蔵 ④鼠像物 室江吉兵衛宗智 富山市郷土博物館蔵 表 蒔絵箱の図 山崎寛太郎 昭和5年(1930) 当館蔵